

厚生労働省発雇均0323第2号

令和5年3月23日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 中小事業主行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備

次に掲げる政令の適用対象に中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（以下「法」という。）を追加するものとする。

一 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（第一条関係）

二 刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（第二条関係）

第二 経過措置

共済団体以外の者の標識の掲示について、所要の経過措置を設けること。（第三条関係）

第三 施行期日

この政令は、法の施行の日（令和五年六月一日）から施行すること。（附則関係）